

前期スチュアート朝における王領地改革

酒井重喜

要 約

市民革命以前のイギリスの国王は、経常費(シヴィル・リスト)は「国王私財」で賄わなければならないという「国王自活原則」に制約され、経常費について議会税を求めることはできなかった。16・7世紀になって、経常費の膨張と「国王私財」の減少が進み、その溝を埋めるため、経常費のための議会税が求められたが議会の抵抗は強く、そのため、財政封建制と呼ばれる「国王私財」の増徴が図られた。王領地の改革はその一つで、隠匿地、権限不備地、フォレスト内開拓地、取込地(前浜)などが検索されて、借地人には保有権の保証・確認のために示談金と高額地代の支払が強いられることになった。財政改善のためのこの公的業務は、廷臣や冒険の企業家などの「国王代理人」(改革者)^{プロジェクト}に特許として与えられ、かれらはこの公的業務を私益を得るために行った。王領地借地人はその上層・下層の別なく、「改革者」の活動に反発し、その「苦情」は長期議会初期の「大諫奏」に取り上げられた。

財政の中世的二元主義の規定するところは、平時の文政費は「国王私財」で賄い、戦時の軍事費は議会の同意を得た課税によるというものであった。国王自活原則と議会課税同意権が、それぞれ支配する二つの領域が併存していた。16世紀になって、価格革命・行政革命・宗教改革が相次いで起こり、対外的にも対内的にも主権国家の形成が強いられるようになり、それとともに平時の文政費が増大し、また戦費の経常費化が進んだ。平時の経費が膨張の一途をたどるといふこの事態に対応するために二つの方法があった。経常費のための恒久的な議会課税という「新しい収入」を求める中世的二元主義に違反する試みと、中世的二元主義の枠内で「国王私財」という「古い収入」の増収を図るものであった。「新しい収入」の獲得努力は、トーマス・クロムウェルの「チューダー改革」やロバート・セシルによる「大契約」提案に見られるものであり、本来的に憲政的原則に抵触する重大な問題を含むものであった。「古い収入」の増大策は、「国王私財」を構成する大権の収入(徴発権など)・封建的収入(後見権など)・

王領地収入という三つの収入の増徴をはかるものであり、総じて「財政封建制」といわれものであった。これは、本来臨時の戦費をまかなう議会税を恒久的経費に充てるのとは違って、憲政的原則を直接に踏みこむものではなかった。しかし、長らく放置されてきた「古い収入」を俄然検索して厳しい取り立てをすることは、憲政的原則への直接の違背でなくとも臣民には強い抵抗と反発を起こさせた。1610年の「大契約」の失敗によって、議会税の經常化を図る試みは頓挫し、財政封建制の強化をはかる以外に財政改善の途はなくなった。とくにチャールズ一世の「親政期」にはそれが限界点にまで推し進められ、1642年から内乱に突入する直接の原因の一つとなった。後見権・徴発権の執行強化、船舶税の賦課、付加関税の賦課などがその典型である。本稿は、サースク J. Thirsk の研究に依拠して、財政封建制の一つである王領地収入の改善増収の試みについてその一端を明らかにすることを目指している。¹⁾

一．王領地収入の改善・・・その三類型

エリザベス一世治世下で、産業面・貿易面で種々の新企画が展開されたことは周知のことである。東インド会社の設立、ヴァージニア植民などに加え、ミネラル・アンド・バタリ・ワークスや、ガラス・ミョウバンなど各方面でいわゆる早期産業革命といわれる進取的で冒険的な事業が積極的に展開された。ただ、こうした新企画は、女王政府による特権・独占権の付与に依拠する「政治指向的資本主義」であった。特権や独占権の付与の際に、授与を受けたもの (grantees) から「代価」が政府に納められ財政的貢献をなした。同時に、当然のことながら被授与者は独占権や特許を活用して私的利益を追求した。こうした新企画は、独占・特許・特権から排除されたものからの反発を誘発した。新企画は、それが政治指向的で財政貢献的であったことと相まって、特権的旧型の商人をその担い手としており、その独占から排除され「営業の自由」を求める中小の生産者に担われるものではなかった。いわゆる初期独占の特徴として、政治寄生的・財政貢献的で、しかも生産的というより商業的・投機的な、永続的というより一過的な性格を本来的に有していた。

王領地改革は、エリザベス期の「新企画」の一つとして試みられたものである。これも財政封建制の一環をなすもので、すでに16世紀末葉に種々の特許や独占に対して向けられた疑念や批判と同様のものが、王領地改革に対しても向けられた。そのため財務府は国王政府の財政

1) Joan Thirsk, 'The Crown as projector on its own estates, from Elizabeth to Charles I', in R. W. Hoyle (ed.), *The Estates of the English Crown 1558-1640* (1992).

難を訴えるなかで、王領地改革、とくに各層の借地人に権利確認のための示談提案をする際に、それは国王の「慈悲ある寛大さ」に基づくという粉飾を施した。この王領地改革という「新企画」は、エリザベス一世期に形成されたもので、ジェームズ一世期に徐々に拡大されチャールズ一世期に一層大胆に拡大されていった。この拡大と比例して批判と反発は増し、1641年12月の「大諫奏」のなかに大きな「苦情」として取り上げられることになった。

ジェームズ即位当初、国王財政改善のための王領地改革の検討が精力的に進められ、財務府長官 (Chancellor of the Exchequer) のジュリアス・シーザーが指導的な役割を果たした。²⁾ 王領地収入改善の諸方策の検討が財務府において進められ、1612年に作成された「国王収入の改革と改良 Projects and Improvement of the King's Revenue」(以下、「1612年文書」と略記)は、その成果であった。それは即位以来九カ年の経験に基づき、網羅的でその後の展開の基準をなすものであった。³⁾ この文書において最大の要点とされたのは、「隠匿地 concealment」の検索であった。政府の怠慢によって過去把握されないままに私的利用がなされていた土地を検索してそこからしかるべき一時金や地代を取得すべしというものであった。これは、政府の過去の怠慢によって本来取得されるべき収入が取得されないままに放置されたもの (disinheritance) の取り戻しを意味した。「失われた収入の回復」は過去に取得すべきもので放置されたものの取り戻しを意味したが、それに次いで重要なものとして、後述する、現在取得されてはいるが改善を加えて増収が望めるものと土地保有付帯条件に関わる収入の改善があった。

王領地改革のための「1612年文書」のなかで、新たに得られる収入の最大のものと目されたのが「隠匿地」の検索であったが、これには五種類の土地がふくまれていた。「フォレスト内開拓地 (assarts in forests)」、「権原不備地 (defective titles)」、「取込地 (surrounded grounds)」、「教区外10分の1税 (tithes out of parishes)」、「浸食地 (encroachments)」である。全国に約80あるフォレストの王領地に、私人が開拓・開墾を行い、国王に地代を支払わずに居座っている土地が「フォレスト内開拓地」である。ヘンリ8世時代に、過少人口問題解決のために、フォレストや狩猟園や荒蕪地に貧民を積極的に入植させて荒れ地を開墾させ、婚姻と出産を進めて人口増加を図る施策がとられた。⁴⁾ これによって土地なし貧民がフォレス

2) ジュリアス・シーザーは王領地改革を考察するのに自らの領地の改革の経験を生かした。シーザーのその他の財政改革との関わりについて以下参照。酒井重喜『混合王政と租税国家』242-46頁。L. M. Hill, 'Sir Julius Caesar's journal of Salisbury's first two months and twenty days as Lord Treasure: 1608', *BIHR*, 45 (1972), p. 312; A. Haynes, 'Dr Julius Caesar. A stately measure of advancement', *History Today*, 21 (1971), p. 789.

3) Thirsk, op. cit., p. 30; J. Spedding (ed.) *The Letters and Life of Francis Bacon*, pp. 314-27.

4) T. Starkey, *A Dialogue between Pole and Lupset*, ed. T. F. Mayer (1989), p. 49.

トになだれ込むことになり、彼らは査察官から「無秩序で怠惰な大衆」と見られるようになっていた。ただ、「フォレスト内開拓地」は、かかる貧民によることもあったがジェントリや貴族によるものもあった。

「フォレスト内開拓地」に次いで隠匿地検索の対象となったのは、「権原不備地」であった。貴族・ジェントリから貧農にいたる王領地の借地人は、不動産譲渡証書 (deeds) にもとづいて土地を保有していた。ただ、不動産譲渡証書が認めているよりも広い土地を保有したり、異なった別の土地を保有したりすることは少なくなかった。そもそも不動産譲渡証書に記された面積・境界・付随する権利などは明確さが初めから欠けていた。ジェームズ治世当初、政府はこの権原不備の賠償的示談金収入として年額 1,000 ポンドを取得していた。今後、「権原不備地」をより厳しく調査することでこの収入を 5 倍にすることが期待された。この企画を担った財務府の代理人は、ウィリアム・ティッパーであった。ティッパーは「隠匿地」検索のために案出したのは、地元の事情に精通した地方ジェントリを通報者に仕立てることであった。密告制が地方社会に疑惑と不信を広げることは間違いなかった。

「隠匿地」の第 3 のタイプは、「取込地」で、以前は海水の侵入を受けていたが現在では海水が排除され地方住民に生産的に利用されている土地である。まずリンカンシャーにおける 55,000 エーカーが対象になった。⁵⁾ それまで海面下であった土地は国王の所有に帰すというのが国王側の主張であり、国王側は、「取込地」の村落 (townships) に示談に応じるよう勧告した。それまでの「不法占拠」の代償とその後の地代の支払に応じるよう求めたのである。国王側はこの示談勧告が直截な断罪でなく融和的で穏便な措置であることを強調しつつ、一方で示談をする機会は今をおいてないと迫った。示談に応じなかった場合、土地没収がなされることは間違いなかった。国王側すなわち財務府は、「取込地」のうち国王所有地であることが否定し難いところを特に選んで示談に応じさせ、それを範例にして全国に示談を押し広げていった。

第 4 のものは、「隠匿地」というより隠匿された収入である「教区外の 10 分の 1 税」であった。10 分の 1 税を支払っていないのはどこか、支払っていても私人の手に渡っているのはどこか。政府がその調査によって、これらのことを把握するのはきわめて困難であった。教区外の土地は、その多くがフォレスト内や沼沢地内にあった。隣接する教区の住民が、フォレストや沼沢地内に自由に入出入りし共同権を行使していた。隣接住民がフォレストや沼沢地で共同権を行使しているところは概して教区外であり、かれらはその土地について 10 分の 1 税は支払っていない。政府側はこの際、この教区外でも 10 分の 1 税の支払いを求めようとしたので

5) Thirsk, op. cit., p.302.

ある。これには強い抵抗が予想されたうえに、財務府役人にも10分の1税が本来教会のために用いるものであったため躊躇いがあった。しかしこの「教区外10分の1税」が、実際に徴収されそれが私人の手に渡っている場合は、それを国王が取得する権限があると強弁された。⁶⁾

第5のものは、荒蕪地などへの「浸食地」の摘発であった。これは「フォレスト内開拓地」と見分けることが出来ないもので、「フォレスト内開拓地」の調査を行ったオットー・ニコルソンが、この「浸食地」の調査も担当した。⁷⁾

「1612年文書」に上げられた王領地改革による増収策は、第 類型として、「失われた収入」の取り戻しで、「フォレスト内開拓地」、「権原不備地」、「取込地」、「教区外10分の1税」、「浸食地」の検索と示談の推進があった。第 類型は、すでに入手されている収入で改善が考えられるものであった。第 類型は、土地保有付帯条件に関わる収入の改善であった。この第 類型のうちの第1は、限嗣不動産権に対する国王の復帰権と残余権 (Crown's entitlement to reversions and remainders on estates in tail) の売却の促進であった。復帰権も残余権もともに現在の保有権に対して一定条件で生ずる将来権であった。現在の不動産保有権の期限が終了したときにその保有権を取得する権利が残余権で、また不動産所有者が期限付きで不動産を譲渡した場合、その不動産権の期限切れとともに元の所有者に生ずるのが復帰権であった。国王が授与した土地の保有期限終了とともに土地所有権を再獲得する将来の権利 (残余権) を、現在の保有者に売却して当座の収入を獲得することが図られた。財務府は、該当する土地の年価値の総額を6,081ポンドと計算していた。残余権の「価格」は年価値の15年買とされていたので、国王がすべてを売却すれば91,000ポンドの収入を得ることになるはずであった。ただ、直ちに売却する場合と、年地代を増額して賦課し続けるか、両者を混合するかのいずれかの選択があった。復帰権は、それまで1535年以降に設けられた限嗣不動産権の土地についてのみ生ずるものとされていたが、この時 (ジェームズ治世の初頭)、財務府は、より古い時代に設けられた限嗣不動産権についても復帰権が生ずるとした。また、復帰権売却についてランカスター公領にも同調するよう求めた。⁸⁾ 財務府は、土地授与が7世代以上前である場合に復帰権があるとした。7世代前に国王が授与した土地については国王に復帰権が生じているとし、

6) W. Notestein, F. H. Relf and H. Simpson (eds.) *Commons Debates 1621* (1935), (以下、*Common Debates 1621*と略記) VII, pp.344-5. 浜林正夫『イギリス革命史』61頁。

7) オットー・ニコルソンについて、酒井「17世紀初期イギリスにおけるフォレスト法解除」『海外事情研究』36-2, 3頁参照。

8) Spedding, *Bacon*, IV, pp.318-9.

現在の保有者にそれを購入させてその保有権を確実なものにし、国王は売却益を取得するとした。査察官は記録を恣意的に調べて、現在の保有権がより短い場合（たとえば2世代）であってもそれがより以前からのもの（たとえば20世代前）として、復帰権の発生とその売却を強いることがあった。⁹⁾

すでに入手されている収入で改善の余地のあるものとされた2番目のものは、荒蕪地・共同地の改良であった。王領地には荒蕪地と共同地が数千エーカーあるとされ、その改良からは少なからぬ収益が予想された。ただ、共同地の改良は囲い込みが伴い、1607年のミッドランドの農民反乱の記憶も新しく、改良は農民側の自発性を尊重しなければならないものと考えられた。

改善可能な収入と目される第3のものは、フォレスト内のコピスとひこばえの賃貸であった。賃借者には、若芽の保護を義務づけて乱伐を抑止したうえで、賃貸期間を31カ年ないし3世代とし、可能な限り高額の一時金と地代を確保する賃貸契約が模索された。トレント川以南王有林総査察官ロバート・トレスウェルがその任に当たった。¹⁰⁾ 第4のものは、国王が訪問することのない古い邸宅や城の売却であった。

「1612年文書」に第 類型としてあげられた土地保有付帯条件の収入および臨時の収入としては次のものがあつた。残存するもっとも古い形態で額も僅少な穀物地代。裁判所への心付けパークアジット（1609年には4213ポンド）。法外放置アウトローリを受けたものの財産没収。直封領主による土地譲渡（売却）許可料（1612年には1500ポンド）。¹¹⁾ こうした臨時収入の多くは、増収を図るためにその徴収業務が私人に賃貸された。「1612年文書」に盛り込まれていないながら重要なものに、臚本土保有の自由土地保有への転換（enfranchising）があつた。その認可料（=自由保有権売却益）が国王収入になった。1603年にそれを実行する委任状が出され、翌年には借地人から申し出が出されている。大蔵卿ドーセットも後任のソールズベリもこの施策を実行している。¹²⁾

王領地改革をして国王収入を改善しようという施策は、「1612年文書」にとりまとめられて実行に移されていったが、これらの施策の実行には、査察人、検索人、法律家、交渉人、これ

9) Thirsk, op. cit., p.304.

10) 酒井「前期スチュアート期におけるフォレストの縮小と拡大」『熊本学園大学経済論集』15-3・4, 240頁参照。

11) Thirsk, op. cit., p.306. これは直封領主が王領地の一部を売却するときの許可料と思われる。王領地以外の土地の直封領主に対する付帯条件としての後見権・相続料・婚姻許可料などとは別種であると思われる。なお臨時収入として、特権都市が支払う特許料や造幣局への銀持ち込み料金などがあつたがこれらは王領地とは関係するものではなかつた。

12) R. Hoyle, 'Shearing the hog: the reform of the estates, c. 1598-1640', in R. W. Hoyle (ed.), *The Estates of the English Crown 1558-1640* (1992), pp. 233-43. 酒井『混合王政と租税国家』193頁。

らに付随する種々の実務者や助手など多くのものが関与した。これら「国王代理人」は、いずれも公務遂行と私益追求の双方を併せ持つ性格の活動を行い、少なくない利益を我がものとした。公務が賃貸されたり特許として授与されたり形態は様々であっても公私を混交する点で共通していた。ジェントリの次三男たちは、これを好機ととらえ指名獲得競争をした。率直に自己宣伝をしたり政府に有利な契約条件を提示したりして、王領地改革をめぐる「利権」獲得を競った。政府は国王収入増大に私人の営利心を活用し、「利権」を得た私人は私益追求に励んだ。上層下層の別なく旧来の王領地借地人は、「利権」獲得者の「新たな発作的エネルギー」に無防備のまま曝されることになった。¹³⁾

二. 「権原不備地」の検索と示談

ジェームズ1世の即位とともに取り組まれた王領地改革は、「1612年文書」に体系的に整理され、そこでは「失われた収入の回復」と「現行収入の増大」と「土地保有付帯条件収入その他の臨時収入」の3類型が主要項目をなし、その下に多くの細目が個別の「改革」として示された。これらの改革はいずれもジェームズ1世治世の新機軸ではなかった。「隠匿(地)」検索は、メアリアやエリザベスの時代にも行われていた。¹⁴⁾ ただ、チューダー期における「隠匿(地)」検索の多くは、修道院解散の余波を受けたものに限られていた。¹⁵⁾ しかし、ジェームズ即位とともに「隠匿(地)」検索は拡大と変容を遂げ、その範囲は、「フォレスト内開拓地」、「取込地」、「教区外10分の1税」、荒蕪地内「浸食地」をも包含するものに拡大された。解散された旧修道院領に関わる「隠匿地」の亜種とされていた「権原不備地」がより広く定義され、13世紀にまでさかのぼって検索されることになった。チューダーからスチュアートに、王領地改革は継承されるとともに重要な変容と拡大がなされることになったのである。

「隠匿地」検索人はエリザベス時代から用いられており、ジェームズもそれを引き継いだ。エリザベス時代、「隠匿地」検索の特許は、多くの場合廷臣に与えられ、その廷臣は、国王の債権者であったり、逆に債務者であることが多かった。国王への債権の取り戻しの一環として特許を得る場合と、逆に国王への債務を返済する資金を得るためにその特許を利用する場合と

13) Thirsk, op. cit., p.307. サフォクの査察人ラルフ・アガスの自己宣伝の事例について次を参照。
H.C.Darby, 'The agrarian contribution to surveying in England', *Geographical Journal*, 82 (1933), pp.531-2.

14) Stuart Moore, *A History of the Foreshore* p.170 (1888), p.140 (2010).

15) C.J.Kitching, 'The quest for concealed lands in the reign of Elizabeth I', *TRHS*, 5th ser., 24 (1974), p.63.

があった。エリザベスの下で最初の「隠匿地」検索の特許を得たのは兵器庫長官 (Master of the Royal Armoury) ジョージ・ハワード卿であった。¹⁶⁾ ただ廷臣を「隠匿地」検索に当たらせる方法は効率が悪い上に苦情も多かった。そのため、「権原不備示談委員会」が1600年になって設けられ、「隠匿地」ないし「権原不備地」について、その委員会が土地所有者に示談を求めていくことになった。政府には示談金収入が入り、土地所有者は確かな所有権を得ることになった。示談の督促がなされるのと平行して、「隠匿地」検索は中断なく続けられた。ただ、「権原不備示談委員会」設置以降、「隠匿地」検索の実行に当たる代理人は、特許権者 (= 廷臣) に雇われたものではなく、「委員会」の直接の監督を受けるものになった。同じ公私混交ではあってもより公の比重が高められたといえよう。¹⁷⁾

ジェームズの下での「権原不備地」の検索は、それまで以上に厳しく実行され、不動産譲渡証書の不備が徹底的に摘発されるようになった。分散した個々の土地が真に統合した (butt and bound) ものであることが証書に明記されていない場合、それは権原不備とされた。当該の土地の付属地 (appurtenances) の内容が明記されていない場合や、土地保有態様を明示する用語がかけていた場合など、権原不備とされた。土地所有者は、この指摘を受けて示談に応じなければ土地を喪失することになった。サースクは、この時代を「土地不足 (land hunger)」の時代であったとしている。¹⁸⁾ 「土地過剰」の時代に作成された不動産譲渡証書は多分に曖昧な内容と表現があり、「土地不足」時代になって俄然厳しい権原確認をすれば不備の摘発は容易であったと思われる。

「教区外 10 分の 1 税」や「荒蕪地の浸食地」も「隠匿 (地)」に当たりその検索と示談が行われた。「浸食地」検索は、エリザベス期に、とりわけ広大な荒蕪地を有する北部イングランド、ランカスター公領 (Duchy of Lancaster) において進められて、一部では示談合意もなされていた。パークシャーやチェシャー、またケントのロムニ・マーシュでも 16 世紀末に示談合意がなされた事例がある。¹⁹⁾ 同じく「隠匿地」に当たる「フォレスト内開拓地」の調査・検

16) ハワード卿のほか、宮内官と儀仗衛士がこの特許を得ている。R.M.Sargent, *At the Court of Queen Elizabeth. The Life and Lyrics of Sir Edward Dyer* (1935), pp.132-9; Kitching, op. cit., p. 66; CSPD 1603-10, p. 450.

17) Kitching, op. cit., pp.68, 70, 73, 77. 多くのものが、直接、「委員会」に自由契約の代理人として検索作業の引き受けを申し出た。しかし、1621年の庶民院において、1617年に、「委員会」直接管理方式から特許権者 (= 廷臣) が自己の代理人を用いるエリザベス方式に戻されたことが明らかにされている。

18) Thirsk, op. cit., p.309.

19) *ibid.*, pp.309-10; G.H.Tupling, *The Economic History of Rossendale* (1927), pp.57-68; J.Swain, *Industry before the Industry Revolution. North-East Lancashire c.1500-1640* (1986), pp.61-2.

索もすでにエリザベス期にディーン・フォレストやシャーウッド・フォレストにおいては始められてた。オットー・ニコルソンは1600年にノーサンプトンシャー、バッキンガムシャー、ハンチンドンシャーの「開拓地」の検索権を賃借していた。ニコルソンはジェームズ治世でも引き続きその任務に就いている。²⁰⁾

以前海に没していたところでいわば海から取り戻された土地である「取込地」もまた「隠匿地」とされ、そこを国王の所有地とする施策も、エリザベス期にすでに進められていた。ただ、これは国王大権の限界を超える恣意的行使であるという懸念が政府部内にもあって積極的推進には至らなかった。ただ、ジェームズに改まってからは、その懸念は希薄となり、チャールズになってからは完全に払拭されることになる。

「取込地」は、かつて海面下に没していた土地が海からまさしく取り込んでできた土地(inned grounds)である。このような以前海中にあった土地で、現在牧場や耕地として生産的に利用されている沿岸の湿地帯に政府の関心が向くのは当然であった。王領マナーに隣接する「取込地」の所有権は、当然王に帰すと考えていたエリザベスは、これにとどまらず、全国の前浜(foreshore)に対して所有権を有すると主張するに至った。これは、女王政府が、王領地収入を増大させるために、法的権原に疑問があり正当化が困難な手段に手を染めることを意味した。司法関係者には、この王権主張を支持することをためらうものもあった。²¹⁾

1561年には、ケントのニューロムニーの王領マナーの住民に対して王の所有権を主張する訴訟がなされている。²²⁾ また1564年には、リンカンシャー、テトニーの王領マナーに隣接する163エーカーの湿地帯からの「取込地」について、当地を所管するランカスター公領の役人は、同「取込地」を住民のための牧草・放牧のための共同地とすることを認め、代償として示談金を求めている。これは、地方住民と国王が「取込地」について示談合意をする慣行の先鞭をつけるものであった。

その後16世紀の末葉になって、大きな嵐が続けておき東海岸の潮流に異変が起き、広大な「乾いた湿地帯」が劣せず生まれるということがあった。また時を同じくして、河岸、河口、沼沢地(fen)の干拓によって大きな利益が上がるということが、オランダやイタリアからの情報として知られ、事実、オランダ人技師が積極的に渡英して干拓事業に参入するようになっ

20) P. A. J. Pettit, *The Royal Forests of Northamptonshire; A Study in their Economy, 1558-1714*, Northamptonshire Record Society, 23 (1968), , 4, Assarts Lands. 酒井「フォレスト法解除」3頁, 同「フォレストの縮小と拡大」236頁。

21) Thirsk, *op. cit.*, p. 311.

22) Moore, *op. cit.*, pp. 177-9 (1888), pp. 144-5 (2010).

た。²³⁾ 私的領主は、この機に積極的に干拓事業に乗り出し、マナー隣接の「取込地」を取得しようとした。沿岸の水が引いた前浜の土地は隣接マナーに帰属するというのは、当時の法の認めるところであった。女王も 1570 年以前においては、私的領主が自己のマナーに隣接する「取込地」に対する所有権を有することに異議を挟むことはなかった。ところが、私的マナー隣接地に関するこのような考えを真っ向から否定する議論が、トマス・ディッグスによって提示された。前浜は、国王の一般的荒蕪地の一部であり、国王に帰属する。海が後退して干上がり地ができた場合、国王による特定の授与^{グラント}がなされた場合を除いて、その土地は国王に帰属する。ディッグスの主張は、以上のものであった。²⁴⁾ ディッグスは、このような法的理解を持って、ウィリアム・セシルに対して、「隠匿された海の荒蕪地への浸食地」の検索認可を申請し、1571 年 7 月にその特許を得ている。²⁵⁾ その特許とともに、財務府から「沿岸の干上がり地」調査の委任状を取り付け 72 年中に調査を終え、それに基づいて幾多の訴訟を起こした。かつて海面下にあつて現在干上がっている土地は隣接する私的マナーのものではなく国王に帰属するとの主張を訴訟において行った。ただ、この訴訟の多くにおいてディッグスは敗訴した。干上がり地はすべて女王の所有権に服するという法理を容易に是認することを裁判官は避けた。逆に、イーストヨークシャー、ホルダーネスの訴訟では、「前浜は隣接マナーの一部である」ことを明言する判決も出された。²⁶⁾

「取込地はすべて国王に帰属する」というトマス・ディッグスの法的創見が、政府の改革に取り入れられたものの、その創見がただちに司法界に受容されることはなかった。しかし、前浜が政府の王領地改革から除かれることはなく、その一つとしての位置づけは続いた。事実、王国全体にわたる沿岸調査が実施され、これは当該土地所有者の不安をかき立てずにはおかなかった。とりわけケントでは沿岸調査が徹底し、そのため訴訟もまた頻発した。ただ、ジェームズ治世当初の「1612 年文書」も、「取込地」の国王所有権について確たる見解を示しておらず、55,000 エーカーあると報告されたリンカンシャーの「取込地」についても、そのどれだけに国王所有権が及ぶのかについて曖昧なままであった。「取込地」の所有権が、曖昧なままであったため、隣接マナーの私的領主は所有権喪失の懸念をぬぐいきれなかった。土地所有者の中には、先取りして示談を求めるものも現れた。財務府はこれを受け入れていった。1613

23) B. H. Slicher Van Bath, *The Agrarian History of Western Europe, AD 50-1850* (1963), pp. 200-1.

24) トーマス・ディッグスの来歴について次を参照。Thirsk, *op. cit.*, p. 312. かれと沼沢地干拓について次を参照。Moore, *op. cit.*, p. 182 (1888), p. 147 (2010).

25) Moore, *ibid.*, p. 181 (1888), p. 147 (2010).

26) Moore, *ibid.*, pp. 212-24, 242 (1888), pp. 169-76, 187 (2010).

年には、「取込地」検索の委任状が発行され、王領地改革の一環として「取込地」のすべてが国王所有地であるとする意思が明確化されていった。²⁷⁾ ロバート・セシルは、1608年にドーセットから大蔵卿職を引き継いだときからすでに、このことを自明のものと考え、わずかとはいえ示談金の徴収を行っていた。

三．荒蕪地と共同地の改良・・・囲い込みと干拓

既述の通り、沿岸地域の「取込地」に対する国王所有権の主張と、それにもとづく示談金徴収という改革は、本来国王に取得されるべき収入の取り戻しとして位置づけられるもので、「隠匿地」改革の一つであった。もう一つの改革の主要項目は、これもまた既述の通り「既収入の改善」であり、そのうちで荒蕪地と共同地の改良がもっと大きな地位を占めていた。荒蕪地と共同地の改良は、土地の囲い込みを伴った。16世紀には、耕地の囲い込みは避けられねばならないとされていたが、荒蕪地と共同地の囲い込みはそうではなかった。中世のウェストミンスター法とマートン法は、共同権者の家畜維持に十分な土地を残す限りにおいてマナー領主が荒蕪地と共同地の囲い込みをすることを許容していた。²⁸⁾ この二つの法律はその後繰り返し確認されており、領主に荒蕪地改良を促していた。²⁹⁾ 共同地は、農民が保有地の耕作をし施肥のために必要な家畜を飼育しその生計を維持するのに見合ったものでなければならなかった。ただ、そのための十分な土地がどれほどかを明確に規定することは困難であった。1607年のミッドランドの農民一揆は荒蕪地・共同地の囲い込みに起因し、共同地の囲い込みと農民経済の維持との衝突から起こったものであった。王領地においても、荒蕪地・共同地の囲い込みによる改良と収益増進が企図されたが、1607年の経験から、国王政府内にためらう向きもあった。しかし、ランカスター公領では、たくみに農民側から囲い込みを申請させそれを公領側が認許する形がとられた。公領内のロッセンドイルにおいて、1557年にハスリントンで、1577年にアクリントンで、1587年にスレイドバーンで、農民からの申請に応ずる形で囲い込みが

27) Moore, *ibid.*, p.243 (1888), p.188 (2010). cf., Hill, *op. cit.*, p.326. 1613年の委員状の原名は次のとおり。‘A commission to survey all derelict lands fens, & c., adjoining the realm of England and the dominions of the same.’

28) Tupling, *op. cit.*, p.60. 城戸毅『マグナ・カルタの世紀』177, 208頁参照。

29) ウェストミンスター法とマートン法は、成立後幾度も繰り返し確認された。それは一方で、領主層に荒蕪地の改良を促すものであったが、他方で小屋住農に3エーカー以下の土地および2エーカー以下の庭地をつけた家屋を建てる権利を没収を免れるものとして有することを再確認するものであった。Thirsk, *op. cit.*, p.316, n.64.

認許されている。サースクは、この農民の申請がどれほど自主性に基づくものかは疑わしいとし、公領側が事前に使噓したうえで、住民の請願に答える形をとったのではないかとしている。³⁰⁾

年間少なくとも数ヶ月間水没する沼沢地 (fenland, marsh) は、荒蕪地・共同地の一種と考えられた。国王も多くの私的領主と同様に、その領地内に少なからぬ沼沢地を抱えており、排水・干拓による改良によって収益の増進をなしえるものと考えた。折りあたかもオランダ人やイタリア人の干拓技師が、朝野において事業引き受けの運動をしていた。イタリア人アコンチウスは 1580 年代にウォッシュ湾沿岸のプラムステッド沼沢地の干拓を当地の私的領主より依頼されて実行している。女王も、ハンバー川沿いのハットフィールド・チェイスやアイル・オブ・アクソムや、ウォッシュ湾沿いのフリートなどの沼沢地に注目し、干拓による「土地回復」と地代確保を目指した。フランス人技師ラトリールは、1584 年にウィリアム・セシルに沼沢地干拓の提案をしており、またオランダ人技師も 1589 年にウォッシュ湾沿岸の沼沢地干拓による国家収入の増進を提案している。³¹⁾ こうした流れの中で、1600 年に一般干拓法 (General Drainage Act) が成立している。これを受けるかたちで 1602 年に、リンカンシャー、ウォッシュ湾沿岸のディーピングとスパルディングの沼沢地での干拓が行われている。³²⁾

荒蕪地・共同地そして沼沢地の改革は、エリザベスからジェームズに引き継がれていった。この「改革」の大枠や手順は大略そのまま継承された。しかし、それを推進する姿勢は大きく変容した。端的に言って、融和的から高圧的への変容であった。手探りのなものから断固としたものへの変容であった。なんと言っても、共同地改良による共同権者の既得権に対する姿勢に変化があった。この変容は 1617 年頃よりはっきりしたものになったとサースクは述べている。³³⁾ たとえば、ロッセンデル、スレイドバーンの共同地囲い込みにおいて、借地人や又借地人は共同権喪失の対象として与えられた割り当て地が過小であるとの抗議をし、このおりは、少なからぬ修正を勝ち得ている。ジェームズになってそれも 1617 年頃から、荒蕪地・共同地

30) Thirsk, *op. cit.*, p. 316; Tupling, *op. cit.*, p. 60; R. H. Tawney and E. Power, *Tudor Economic Documents* (1941), I, pp. 81-4.

31) 干拓には沼沢地 = 共同地が蒙る悪天候による洪水から守るという意味もあった。H. Darby, *The Draining of the Fens* (1956), p. 29; CSPD 1591-4, p. 334.

32) 沼沢干拓の焦点となったのは、ウォッシュ湾沿岸 (リンカンシャーとケンブリッジシャー) とそれより北のハンバー川沿岸地域であった。前者 fenland では、女王と私的領主とが共同の排水・干拓事業で共同行動をとっており、後者 marshland では、住民の「自由意志」による請願を認許する形で排水・干拓事業がなされた。Spedding, *Bacon*, IV, p. 319.

33) R. Hoyle, 'Disafforestation and drainage: the Crown as entrepreneur?', in Hoyle (ed.) *The Estates of the English Crown 1558-1640*, p. 388. 酒井「フォレスト法解除と戦争債務」『海外事情研究』37-2, 24 頁。

の改良の特許が「改革者」に授与され、廷臣ないし「よそ者」からなるこの「被授与者」は地元の共同権者への同情心はなく高圧的で断固とした姿勢で臨んでいった。³⁴⁾

四．王領地改革と「国王代理人」(1) ---ジェームズ一世期

王領地改革で主導したのはシーザーをはじめとする主要大臣たちであったが³⁵⁾、国王ジェームズも改革による王室財政逼迫の打開を切望していた。ただその治世前半までは、急進的改革に違和感を覚え保守的姿勢を持っていた。フォレスト法の指定解除に否定的姿勢を示したことはその典型である。「収入」獲得のためフォレストの伝統的「狩猟」価値を否定することに容易に傾かなかつた。³⁶⁾ また、改革を執行する「代理人」の選抜に異議を唱えることもあった。オープン卿が「隠匿地」^{サーチャー} 検索官に選ばれようとしたとき、ジェームズはこれに反対している。オープンはスコットランド時代からの寵臣であったが、イングランド王即位以来、各種の特許や独占権を多数手に入れてそのどん欲ぶりが目に余ったためジェームズの不興を買っていた。そのためオープンへの「隠匿地」検索特許は実現を拒まれたのである。³⁷⁾ とにかく、ジェームズはその治世前半までは、王領地改革政策に「保守的」な警戒心を怠ることはなかった。

検索官と並んで^{サーベイヤ} 査察官も改革の重要な実行者であった。王領地改革をするには何よりも精確な実態調査を行わなければならなかった。共有地にいかにも多くの小屋住農 (squatters) が存在しているかは、この査察官の調査を待って初めて具体的に明らかにされた。

検索官や査察官より以上に、王領地内の借地人に相対で直に接する人々がいた。国王の権利の存在を明証し、借地人に浸食や隠匿などの「違反」を具体的に明示して示談交渉を行った。かれらは借地人が直に接する「改革者」であった。地方ジェントリやマナー執事やフォレスト役人などがこの任務を担うこともあった。しかし、より際立っていてそれゆえよりトラブルを起こしがちなものがあった。それは同時代の冒険的企業家と同類のもので、利益が見込まれると

34) John Porter, 'Waste land reclamation in the sixteenth and seventeenth centuries: the case of south-eastern Bowland, 1550-1630', *Transactions of the Historical Society of Lancashire and Cheshire* 127 (1977, 1978), p. 16.

35) 注 2) で述べたように、委員会を主導する財政関係の諸大臣は、それぞれの私的領地における改革経験を王領地改革において生かそうとした。財務府長官ジュリアス・シーザーや法務長官ヘンリ・ホバートや後の大蔵卿ライオネル・クランフィールドなどがそうである。借地人から過去の違反行為に対する示談金徴収をする場合は、まず否定しがたい明白な違反例を選んで示談取り決めをして、それを模範例として他へ広げていくという方法は、彼らの私的領地改革で試行済みのものであった。

36) 酒井「フォレスト法解除」3頁。

37) Thirsk, op. cit., p. 321; *Common Debates 1621*, VII, p. 352, nl.

ころならどこにでも進出を狙うたぐいのものであった。彼らの中には実際に冒険的企業の失敗から転身したものもいた。ウィリアム・ティッパーは、「隠匿地」検索の特許を持つ廷臣に近づきその代理人として働いたが、他方で染料コチニール生産に関わり、またグローサーズ・カンパニヤ(スペインやポルトガルと交易する)カンパニ・オブ・マーチャントのメンバーでもあった。³⁸⁾ セッジムーアの改良権を求めていたショットポルトは、別に海運炭輸送権も求めていた。³⁹⁾ 「フォレスト内開拓地」や「浸食地」の調査に関わっていたオットー・ニコルソンは、他方で絹やファスティアンの計量官(Examiner in Chancery)をしていた。⁴⁰⁾

検索官や査察官、さらに一層借地人に近いものたちが、総じて改革の現場実行者(「改革者」)であったといえる。王領地改革は国王財政改善を目的としたものであったが、それを推進したのものには当時の冒険的企業熱と相通ずるものがあった。そこには財政貢献という盾の裏面で私的利益の飽くなき追求があった。改革に関わる特許、いわば改革利権を得ようと彼らは政府・宮廷の有力なパトロンに接近した。政府にあるいはパトロンに有利な金銭的条件を提示して改革利権を獲得し、公益を大義に私益の追求を図った。王領地における過去の「違反」行為を摘発し示談金の徴収を行った際も、示談金滞納の借地人から違約金を私的に取ったり、示談金支払いを拒否する借地人から没収した土地の一部を私物化することもあった。トーマス・フィッツヒュズとロジャー・ペンネルは1613年に、それまで二カ年にわたる「権原不備地」の検索によって得られた示談金の半分を報酬として政府に求めている。⁴¹⁾ 「隠匿10分の1税」検索に当たったジョン・スパローとその息子も、示談金収益の半分を求めた。⁴²⁾ 「権原不備地」検索の特許を求めたデイヴィット・ファウルズは、没収ないし示談を予定している土地について10年分の地代相当の一時金を上納することでその特許を得ようと申し出ている。それだけの一時金を上納してもなお利益を上げると見込んでいたのである。「権原不備地」検索に携わったウィリアム・ティッパーは、1609年に示談金総額の4分の1を、また1611年に検索した「隠匿地」の示談金の5分の1を取得しており、さらに1613年には限嗣相続地の残余権の売却益の6分の1を得ている。1618年、カンタベリ大主教は、その領地内で検索された「隠匿地」

38) Kitching, *op. cit.*, pp. 72-5; H. H. Lockwood, 'Those greedy hunters after concealed lands', in K. Neale (ed.), *An Essex Tribute. Essays Presented to Frederick G. Emmison* (1987), p. 159; *Common Debtes 1621*, VII, pp. 351, 354.

39) M. Williams, *The Draining of the Somerset Levels* (1970), p. 98. 酒井「フォレスト法解除と戦争債務」17頁。

40) Pettit, *op. cit.*, pp. 75, 79.

41) *CSPD 1611-18*, p. 203.

42) 実際は、示談金の半分ではなく、爾後10年間の地代取得を認められた。*Commons Debates 1621*, VII, p. 344.

の5分の1をウィリアムの息子ロジャーに引き渡している。⁴³⁾ 改革利権が、国王 廷臣「改革者」、あるいはより直接的に国王 「改革者」 (=自由契約の代理人) というかたちで渡って、公益と私益が相互媒介的に追求れた。

ジェームズ治世後半に、自ら国王の債権者である廷臣が「隠匿地」検索利権を取得する事例が見られた。国王への債権の取り戻しを、改革利権の運用益でもって行なおうとしたのである。1621年議会で、エドワード・クック卿は、改革利権を取得する対国王債権者のことを「もっとも腐敗した人物」と批判した。⁴⁴⁾ 「隠匿地」について国王政府は、借地人に示談を促したが、その姿勢は直ちに土地没収を行わない「慈悲深い」ものと主観的には思われていた。国王政府がいかに示談勧告を「慈悲深い」と思っていようと、検索と示談を現地で実行する「代理人・改革者」が露骨な私益追求をすることを制止することは出来なかった。「蜜壺に群がる蜂」のように改革利権を求めるもの達について、エルズミア卿は国王に次のように警告を発していた。「(改革) 委任の機会を嗅ぎつける才覚のある貪欲な私人のいずれもが、国王から利益を引き出そうとあれやこれやの口実を言い立てている。」^{プロジェクト}「改革者が、国王の財を表向きは大切に考えながら、そのことで自分の利益を得、国王と請願者 (= 示談者) の双方を傷つけている。」⁴⁵⁾ 改革利権を得るのに、地域の事情に精通していることは一つの強みとなったことは否めないとしても絶対的ではなかった。政治的縁故も大きな意味を持ったものと考えられる。また一旦利権(認可・特許)を得れば、財務府の援護の下に古い記録の閲覧や地方事情の調査を強力に行いえた。それにもとづいて、「改革者」は地方社会に乗り込み、「隠匿地」検索と示談督促を厳しく行った。王領地の借地人のうちいずれの階層もその追求を免れることはなかった。カンタベリ大主教も1618年に続いて1622年に、「権原不備地」の検索調査を受けている。⁴⁶⁾

オットー・ニコルソンのばあい、1600年に、ノーサンプトンシャー、バッキンガムシャー、ハンチンドンシャー、ハンプシャーの「フォレスト内開拓地」を検索する特許を得ている。かれは、当初、占有者に示談する機会を与えず、いきなり開拓地を没収しようとした。これには占有者側から強い反発があり、1604年には当地の占有者の示談権が認められるようになった。これは、財務府が、「開拓地」検索における現在の占有者と「検索特許権者」との間の軋轢を緩和する試みを行ったことによる。「特許状」更改の度に、占有者との軋轢緩和のための内容

43) CSPD 1611-18, p. 590.

44) CJ, I, 1547-1628/9, p. 533.

45) L. A. Knafla, *Law and Politics in Jacobean England* (1977), pp. 263, 269-270; Thirsk, op. cit., pp. 324, 334.

46) CSPD 1619-23, p. 420.

修正がその後繰り返された。このように、財務府によって、「特許権者」には抑止的で「不法」占有者に融和的な措置がとられる事実もあった。また「不法」占有者の中には有力ジェントリも含まれ、かれらが議会で改革利権の悪弊を訴えることもあった。上層・下層の「不法」占有者による抵抗や批判を受け、「検索特許権者」ニコルソンの地位は安全なものではなかった。実際に、一時、職務停止の措置を受けている。しかし、他方で並行して、かれは、「開拓地」検索に加えて、「浸食地」の検索やフォレスト内共有地の売却に関する特許を得ている。種々の特許を基本的に保持して、1624年に他界するまで改革利権の運用を続けた。⁴⁷⁾

改革利権の活用が、公務を媒介とする私益追求であったことは間違いなく、また逆に、このことによってはじめて政府の改革政策の遂行も可能であった。こうしたあり方に、腐敗や貪欲という批判が浴びせられるのは自然であった。ジャイルズ・モンペッソン卿はそうした批判を受けた典型的な「改革者」であった。モンペッソンは、王有林の朽ち木の販売特許を4年間で10万ポンドの収益を上げるという条件で申し出て、1617年に認可された。かれは、9つの州で朽ち木の買い入れをした。そのさい、森林の荒廃や乱伐がないように監視する責任を負ったのが樹木官と治安判事であったが、その監視は不十分なものであった。⁴⁸⁾ 1621年の議会・庶民院において特許や独占権に対する批判が展開され、その中でモンペッソンもやり玉に上がった。とくに、特許権者モンペッソンが用いる現場実行者・代理人が、財務府の監視を全く受けず野放し状態で活動した点が非難された。モンペッソン自身も、朽ち木販売特許についてまず手数料として1000ポンドを財務府から得、売却益から10,000ポンドを取得し、特許終了時に

47) Pettit, *op. cit.*, pp. 73-80; *CSPD 1623-5*, p. 312. ハンプシャー、ニューフォレストにおけるotto・ニコルソンによる「開拓地」の検索・調査に続いて、家屋敷・小屋・小地片の売却がなされた。考えられるのは、土地占有者が示談を断ったため、没収・売却となったのか (J. F. Larkin and P. L. Hughes (ed.), *Stuart Royal Proclamations.*, I, no. 52, A Proclamation concerning Assart lands (12 May 1605) は示談拒否の機会とは与えられるべきとしていた。), あるいは多くの占有者がグループを組んでその代理人が示談を代行し、個々の占有者は土地財産をその代理人から購入したか (*ibid.*, no. 97, A Proclamation signifying his Majesties pleasure, to confirme by all means the estates of his Subjects against all defects in their Assurances, and all concealed Titles (22 April 1609) はこれを認めていた。), いずれかであると思われる。多くの占有者がまとまることで司法手数料の節約がなされ、また法執行の厳格さも緩和されたものと思われる。1608年7月のニューフォレスト内ロムジーでの調査の後で、同地での「開拓地」(あるいはその付属の建築物)がジョージ・メリルとトーマス・エリに対して1015ポンド余で売却されている。1609年1月のハートリ・ロウでの調査に続いて27の家屋敷と19の小屋と953エーカーの土地からなる8つの個別の土地財産がジョン・フォイルに228ポンド余で売却されている。1609年6月に、ハンプシャーにおいて80人の占有者の代行人として財務府との示談と占有者への土地売却をしている。代行人による示談は1609年の「布告」がそれを認めている。cf. D. J. Stagg (ed.), *A Calendar of New Forest Documents, the fifteenth to the seventeenth centuries*, pp. 242-79. n. 100, 102.

48) Pettit, *op. cit.*, p. 62.

またしても 1000 ポンドを受けている。モンベッソンは、ほかに「隠匿地」検索の特許も得ており、検索した「隠匿地」を過少に申告し、かなりの土地を私物化した。⁴⁹⁾ モンベッソンは、このような露骨なやり口から、「国王代理人」としてもっとも非難されるべき人物と見なされた。他の「国王代理人」も、金銭上の問題に加えて借地人に対する圧迫や強引な調査に対して批判を受けた。オッター・ニコルソンは、ノーサンプトンシャーの王有林で「隠匿地」を 255 エーカー検出し、示談金 200 ポンドを徴収し、その後の地代を 2 ポンド 1 シリング 5 ペンスと定めた。国王は示談金の半分 100 ポンドを受けただけで、地代額もさしたる額ではなかった。

「国王代理人」・査察官・検索官あるいはその下僚が、地方に突如乗り込み「隠匿地」摘発を厳しく行うことは、地方の借地人にとってはいかにも唐突で刺激的であった。ノーデンは「(査察官は) しばしば人々が土地を失い、時に、人々が長い間用いてきた権利を剥奪される原因である」と述べている。⁵⁰⁾ 財務府は、このことを承知しており、王領地改革の実効を失うことなくしかも穏便に執行できるよう苦慮した。「隠匿地」の調査と摘発の結果、隠匿の事実が抗弁しがたいほど明瞭な事例が選択的に取り上げられて、そこに示談が督促された。示談が決して強制的で高圧的でないという模範例を先行して作った上で他の「隠匿地」に示談を広めていくという方策がとられた。この方策に従って、1611 年に選ばれたノース・ヨークシャー、ミドルハムでは財務府から当地の借地人の説得のために使者が派遣された。⁵¹⁾ 借地人は、荒蕪地で行った広範な改良は「隠匿地」に当たるから、直ちに示談をしてその保有を確かなものにするように説得された。「時は一度過ぎると再び来ない。機会は無量である。蠅が柔らかい内に印を押すべきである。」⁵²⁾ このような言い回しで、示談の機会を逸すべきでなく直ちに応ずるよう説得された。借地人の荒蕪地での改良・開拓によって国王へ支払う地代が増えていない以上、それまでの借地契約は無効になる。借地人に許された以上の土地を改良・開拓したことは借地契約に違反する。このように借地人は詰め寄られ、示談に応じて行かざるを得なかった。財務府は、過去の「違反行為(隠匿・開拓)」について示談にする機会を与えたことを、借地人が謝意を持って受け入れることを期待していた。しかし、国王役人による法的厳格さを持った権原不備の指摘の前で借地人はなすすべがなく、国王代理人の高圧的で時に腐敗したやり方を有効に抑止することもかなわず、借地人は「所有権」の不安定性におびえるばかりであった。

49) *Commons Debates 1621*, VII, pp.346, 483; VI, pp.12-3; II, pp.188-94.

50) John Norden, *The Surveyor's Dialogue*, p.1 quoted in, R.H.Tawney, *The Agrarian Problem In The Sixteenth Century* (1912), p.349.

51) J.Thirsk and J.P.Cooper (eds.), *Seventeenth-Century Economic Documents* (1972), pp.116-20.

52) Thirsk, op. cit., p.329.

フォレスト内の「隠匿地」(開拓地・荒蕪地・不法建造物) 検索についての最初の「布告」⁵³⁾が、1605年2月に出されて、借地人はより確実な権原を「買う」ことを勧告された。借地人の反応は鈍く、直ちに示談交渉に入るものはいなかった。示談勧告と示談受諾の短くないタイムラグに、財務府と借地人の間に「投機家」が介入し示談代行を先行して行うという危険性があった。「投機家」が示談代行した場合、借地人は土地から追放されるか、高額地代を「投機家」に支払われることになる。国王側にとって、これは迅速な示談の進展を意味したが、借地人の反発は大きなものになると予測された。「投機家」よりも「古来の借地人」の示談を優先させるため、同年10月まで示談申請期限が延ばされた。⁵⁴⁾

ただ、王領地借地人がその「所有権」に対して公的に疑義がかけられるという事態に不安を募らせたことに間違いはなかった。「隠匿地」検索の特許を得たものが各地を回って隠匿情報を探索した。借地人による他の借地人の「隠匿地」についての密告は大切な情報源ではあった。それは、地方社会に不信感を蔓延させた。⁵⁵⁾

隠匿地検索委員会から招集され示談の勧告を受けたものがそれを拒否した場合でも、直ちに土地没収とはならず、その土地「所有」の不法性が、財務府裁判所において審査されることになった。1610年、グロスターシャー、セヴァン川河口沿岸、スリムブリッジの「取込地」の「所有権」を主張するジョージ・パークレー卿らジェントリが、その不法性を訴えられることになった。裁判は遅滞し1637年の財務府裁判所にパークレーらは起訴された。同裁判は法務長官ジョン・バンクス卿によって開始され、サックヴィル・クロウ卿が主導する「取込地委員会」によって告訴がなされた。⁵⁶⁾ ジョン・スミスが被告側の弁護に当たった。争点は、セヴァン川河口沿いの200エーカー(と他の300エーカー)の「所有権」であり、チャールズ1世はエリザベスやジェームズと同様に前浜に対する国王所有権を主張した。

弁護人スミスは、「取込地委員会」を主導するサックヴィル・クロウをはじめ他の委員が公平無私の立場にないことを力説した。クロウは、スリムブリッジの対岸(セヴァン川右岸)のディーン・フォレストで鉄鉱石を採掘し兵器製造をする「セヴァン事業」に深く関わっていた。裁判で問題となったスリムブリッジ地域の土地(年価値2万ポンド相当)について、国王が勝

53) J.F.Larkin and P.L.Hughes (ed.), *Stuart Royal Proclamations.*, I, no. 49, A Proclamation concerning Leases and Asserts, (17 Feb. 1605)

54) *ibid.*, no. 52, 注 47) に既出。

55) 隠匿地検索のために地方に赴いた「国王代理人」は、借地人を招集する権限を与えられていた。成年男子全員を、しかも農繁期に2~3日の間自宅から離れたところに招集して足止めをした。急ぐものは代理人に賄賂をして審問の順番を飛び越えることがあった。*Commons Debates 1621*, V, p. 49, VI, p. 291.

56) 酒井「フォレスト法解除と戦争債務」, 13頁。

訴した場合、セヴァン川兩岸それぞれ 140 マイルが国王所有になり、当該地の土地所有者の「所有権」は脅かされることになる。鉄鉱石採掘と兵器製造の事業に関わるクロウにとって、国王所有権が確立されることが必要であったと思われる。スミスは、この点を裁判で主張し、「取込地委員会」の委員が「セヴァン事業」関係者で占められ、また陪審員の選出に不正があったことを言い立てた。スミスの厳しい陳述と証拠提示によって、セヴァン川河口沿岸スリムブリッジ地域の「取込地」所有権訴訟は被告側＝借地人側有利に終わった。⁵⁷⁾

スリムブリッジでは借地人勝訴に終わったが、借地人権原の不備に対する追及は止むことなく続けられた。同じくグロスターシャー、キングスウッド・フォレストにおいて 1609 年に調査をした査察官は、借地人 (= 権利主張者) の示す証書が境界を明確に記していない不十分なものであると、さらにその「所有権」が 60～70 年以上さかのぼるものであることを示しうるものはない、として告発した。ただ、特許や独占権に対する批判を展開した 1621 年の議会で、ジェームズは 60 年以前にさかのぼる権原は問題視されないと言明した。エドワード・クック卿は、ジェームズのこの「譲歩」を高く評価しその後もこの点を強く押し出していった。同じく 1621 年に、「国王代理人」ウィリアム・ティッパーは、1538 年ヘンリ 8 世の治世に反逆罪に問われたイクセター侯ヘンリ・コートネイの領地で、没収のうえ分散譲渡された土地についてその権原不備を摘発しようとした。その証拠を見いだせないうちに、クックが財務府で当該譲渡地の権原の確かなことを示す記録を見だし、査察官ティッパーの思惑を押し返した。クックの努力がなければ、借地人は土地没収か示談かのいずれかに追い込まれるところであった。⁵⁸⁾

「隠匿地」について、王領地借地人に示談に応ずるようという圧力や督促は、ジェームズ治世において持続的ではあったものの強弱の波があった。第一波は前述の通り 1603 年から 05 年にかけてであり、第二波と言えるのは 1609 年から 10 年にかけてで、「布告」が次々と出され、「慈悲深い示談」を受け入れるようにとの勸告がなされた。示談金はそれまでの地代の五

57) B. Sharp, *In Contempt of All Authority: rural artisans and riot in the west of England, 1586-1660* (1980), p. 202; CSPD 1634-5, pp. 487, 601. ジョン・スミスは、スリムブリッジ訴訟で、「取込地委員会」と地元の土地所有者の対立を鮮明に浮き立たせたが、同様の訴訟の多くの場合、改革委員会の構成メンバーは地元の土地所有者がなるというのがむしろ常態であった。同じグロスターシャーのディー・フォレストにおける不法行為の調査に、エドワード・ウィンター、ジョージ・ハントリ、ジョージ・ソープ、ロバート・トレスウェルが任命された (1611 年) が、ウィンター自身がコピス地購入の申し出をしている。監督者と被監督者が重複しているのである。「だれが監視人達自身を監視するのか」という事態が生じた。国王政府と地方地主の対立に加えて地方地主相互の反目が折り重なることもあった。

58) Thirsk, op. cit., pp. 335-6; *Commons Debates 1621*, IV, pp. 180, 250.

年分とされた。この時、借地人はグループを組んでまとまって示談することも認められた。第三波は1619年2月の「布告」によるもので、示談に応じなければ土地没収を行うことが一層強調された。⁵⁹⁾

強弱の変動はあれジェームズ治世を通じて「隠匿地」の所有者に対して示談の圧力は止むことなく続けられた。アンソニ・イアビは、1620年8月にリンカンシャー、ムールトン沼沢地^{マーシェ・グラウンド}の権原不備について示談をし125ポンドの支払いを言い渡され、ロバート・アダムズは同州のティッド・セント・メアリ沼沢地の権原不備の示談金として161ポンド余を求められた。示談をしない場合、その土地を没収する権限が財務府からウィリアム・スミスビイなる人物に与えられたことも通告された。リンカンシャーの名士であったイアビはこの通告を受ける十年前の1610年に、同地方の「取込地」について自ら「国王代理人」として示談交渉を進め国王に収益を上納する申し出をしていた。いまや立場が逆転し、「だまし屋がだまされる」というかたちになった。国王借地人でその権原不備を摘発されるのは、下層に限らず上層身分のものも対象になったことがこの例でも分かる。⁶⁰⁾ 示談推進の第三波が1619年の「布告」とともに襲ったが、1621年の庶民院では「隠匿地」検索が「苦情」リストの最上位に上げられ、「国王代理人」ジャイルズ・モンペッソンやウィリアム・ティッパーの活動が非難の対象になったことはすでに述べた。彼らの活動は徹底しており、皇太子ヘンリ(他界後はチャールズ)をはじめ大領主、学校、寺院などに対しても「隠匿・権原不備」の嫌疑をかけ厳しい調査をしていた。⁶¹⁾

ジェームズの改革政策は王領地借地人のすべてを不安に陥れた。それは社会的上位者と下位者の別はなかった。まさに上は皇太子から下は小屋住農まですべてのものに「隠匿・権原不備」の嫌疑がかけられた。1621年の庶民院で、議員トーマス・エドモンドは「隠匿地委員会」の活動による悪弊は「すべてのジェントルマンに及んでいる」苦情の要因であると批判した。⁶²⁾ 市参事会員ウィリアム・コッケインはケント州の土地について162ポンド余の示談金を支払い、アンソニ・コウプ卿はノーサンプトンシャーの土地について50ポンドの示談金を支払い、へ

59) 第二波と第三波に出された「布告」は次の通り。A Proclamation signifying his Majesties pleasure, to confirme by all meanes of the estates of his Subjects against all defects in their Assurances, and all concealed Titles, (22 April 1609), A Proclamation giving a further time for the amendment of defective Titles, (30 Nov. 1609), A Proclamation for defective Titles, (11 Feb. 1610), A Proclamation declaring His Majesties Royall grace, to confirme to his Subjects Their defective Titles or Estates, (13 Feb. 1619) in J.F.Larkin and P.L.Hughes (ed.), *Stuart Royal Proclamations.*, I, nos. 97, 106, 108, 185.

60) *CSPD 1619-23*, p. 171.

61) *Commons Debates 1621*, II, p. 191; VI, p. 24.

62) *ibid.*, II, p. 149.

ソリ・ギルドフォード卿はサセックス州の土地について 20 ポンドの支払いを請求された。もちろん示談によってその権原が確実なものになることをよしとするものもいたが、多くは寝耳に水の「隠匿・権原不備」の嫌疑に反発し示談要求に大きな不満を持った。さらに、既述のとおり、ウィリアム・ティッパーが各地域に設けた密告制度は私憤による密告を誘発し借地人相互の不信感を醸成した。

五. 王領地改革と「国王代理人」(2) ---チャールズ一世期

上位者と下位者の別なく、すべての王領地借地人に対して「隠匿と権原不備」の嫌疑がかけられ、しかも密告制度まで用いた摘発が進められたため、批判と反発が各層から起きた。批判は 1621 年議会で大きく取り上げられ、そこでエドワード・クックはジェームズから「60 年以上占有を継続している保有者は摘発の対象にしない」との言明を勝ち取った。さらに、「なんらかの隠匿の嫌疑に反発する臣民を全般に慰撫する法 Act for the general quiet of the subject against all pretences of concealments whatsoever」が、1621 年議会にかけられ、24 年の議会で法として成立を見た。このように議会側の抵抗があつたにも関わらず、国王の改革政策は推し進められ、「国王代理人」による「隠匿地」検索や「権原不備地」の摘発は中断することなく続けられた。⁶³⁾ しかもチャールズ 1 世になってから、とくに 1630 年代中葉以降、一層強力に推進されることになる。

チャールズに改まって、二つの新たな「改革」が示された。一つは、1626 年の「布告」によるもので、永代借地権 (fee farm) を希望する借地人にそれを売却する方針が打ち出された。⁶⁴⁾ 永代借地は名目的な地代支払いの義務が伴うものの事実上自由保有権に等しいものであった。この永代借地権の購入が、この時、膳本保有権者に限らず定期借地権者にも開放されることになった。従来の膳本保有権者に自由保有権を買い取らせる (enfranchise) 方法に加えて、定期借地権者にも事実上の自由保有権購入の機会が与えられ、その売却益が国王の収入として得られることになった。永代借地権の売却に次いで、1628 年の「布告」で「権原不備地」の検索と示談を再度、財務府管轄地とランカスター公領について進める方針が出された。⁶⁵⁾ 担当

63) *ibid.*, IV, p. 250; *CSPD 1619-23*, p. 569; Lockwood, *op. cit.*, pp. 160, 165.

64) A Proclamation to declare and publish His Majesties resolution, to ascertain His Revenue, by granting His Lands holden aswell by Copie, as otherwise in Fee-Farme, in J. F. Larkin and P. L. Hughes (ed.), *Stuart Royal Proclamations.*, II, no. 50.

65) A Proclamation declaring His Majesties Royall grace, and pleasure, to confirme to His Subjects their defective Titles, Estates, and Possessions by His Commission granted to that purpose (6 dec.

は、ウィリアム・ティッパーの子ロバートが指名された。さらに30年に、新たにコーンウォール公領とチェスター王権州が「パラディネット権原不備地」の検索と示談の対象に加えられた。35年には、示談金を記録上当該土地の最高年価値を基準にすること、また、「取込地」を示談する権利は現在の占有者が優先的にもつという慣習を改め、高額示談金提供者に示談権を与えることにされた。⁶⁶⁾

ジェームズ・ヘイ、カーライル伯はスコットランド人でジェームズ即位とともに廷臣となり、納戸部長官にもなった人物で、1617年に「隠匿地」検索の特許を得た。ヘイは、納戸部の関係で自分に負債を負っているジョン・タウンゼントとサミュエル・トライオンにその特許を再下付して実行させ、得られた利益を負債返済に充てさせた。⁶⁷⁾ ジェームズ治世が終わるとともにヘイの特許は停止された。しかし1627年に新たな特許を得、その際、議会の批判をかわすために表には出さずダニエル・リーとリチャード・スミスの両名を外見的特許権者とした。この「隠匿地・権原不備」検索の特許を用いてテムズ川沿岸の波止場や倉庫が建ち並ぶ土地を「浸食地」として摘発した。同地域の利用者は反発し請願を出した。波止場を建設した住民は、かれらに示談の機会が与えられる前に、同地の「(隣接地所有者と思われる)自称領主」が示談をして土地建物を他者に売り払ってしまうことを恐れたのである。⁶⁸⁾ つづいて35年に、ヘイは「権原不備地」検索の特許に加えて、「取込地」検索の特許も得た。この特許は国王がヘイに負っている32,000ポンドの負債返済のために授与されたものであった。この時も、かつて海面下にあって現在は「取り込まれている」土地、さらに干満の間の沼沢地は国王に所有権にあるという法理が押し通された。⁶⁹⁾

1628) in *ibid.*, II, no. 103.

66) 35年には、それまでの「権原不備示談委員会」が拡大刷新され、ジェームズ時代のものに加えて、新たな「隠匿・権原不備」の検索が追加された。*CSPD 1635*, p. 349. 10分の1税について教区の外に限ることなく内のもも対象となった。サースクは、示談金最高値ないし改良地代の10分の1の値で示談するようにされたとしているが、示談金は旧来の地代の五年分とされていたことから10分の1というのはよほど改良地代が増額されたことを想定しているように思われる。Thirsk, *op. cit.*, pp. 339-40.

67) タウンゼントは、ヘイからの再下付されたもの以外に自身の「隠匿地」検索特許を得ており、病院の「隠匿地」の摘発をしていた。ヨークシャー、スネイプの病院が15世紀以来所有している土地について隠匿の嫌疑をかけ、これについて1621年の議会で批判を受けた。ヘイについて次を参照。R. E. Schreiber, *The First Carlisle. Sir James Hay, First Earl of Carlisle as Courtier, Diplomat and Entrepreneur, 1580-1636* (1984) pp. 142ff; *CJ, I, 1547-1628/9*, pp. 532, 573; *CSPD 1628-9* p. 387.

68) Moore, *op. cit.*, pp. 260-1 (1888), p. 201 (2010); Schreiber, *op. cit.*, p. 143, ; *CSPD 1635-6*, pp. 21-2.

69) Thirsk, *op. cit.*, p. 342; Moore, *op. cit.*, pp. 281-2, 274-6 (1888), pp. 210-1, 215-6 (2010); *CSPD 1639-40*, pp. 479-80; S. R. Gardiner (ed.), *The Constitutional Documents of the Puritan Revolution, 1625-1660* (1979), p. 212. 特権者ヘイは、「取込地」を国王所有地とした上で売り払いそ

1637年に、ハミルトン侯ジェームズ、ドーセット伯エドワード、ホランド伯ヘンリ、レオパルド・リーの4人の有力者は、食料品の高価格対策としてヒース荒野や不毛の共同地を改良して食糧増産を図るという考えから、共同権者や所有者との合意を得る前提として荒蕪地を調査する提案をした。かれらは、得られる収益の3分の1を国王に納めるとした。この提案は、ジェームズ初期にあった荒蕪地や共同地への貧民入植と生産的改良によって食糧増産を図るという「理想論」の再燃であった。国王もこれに傾いた。⁷⁰⁾しかし同年11月に、国王から出された委任状は、生産的改良という当初の「理想論」とは趣を異にするものであった。総勢71名の委員を任命し、ロンドン近辺20マイルの諸州(ミドレセックス、サリー、サセックス、ケント、エセックス、ハートフォード)における「隠匿地」から示談金を取るというものであった。この委任状の実行者は先の4人の有力者とりわけハミルトン侯ジェームズで、畿内諸州の「隠匿地・浸食地」調査を自費で行い、示談かあるいは没収売却かを行って利益を得、その収益のうち3分の1ではなく2分の1を国王に納めることになった。71名の委員はハミルトンら4名に分属されそれぞれ独自に「隠匿地」検索・示談の活動を行った。当初にあった、荒蕪地調査・貧民入植・生産的改良・食糧増産・国王収入増といった「理想論」は跡形もなく消失し、「隠匿地」からの示談金収入(あるいは没収地の売却益)を国王と「改革者」が山分けする型が繰り返されたのである。⁷¹⁾

王領地内の荒蕪地を調査し、そこに貧民を入植させ生産的改良を行って食糧増産・人口増加・地代増加を目指すという生産的で長期的な展望は、理想論のまま放置され実行に移されず、王領地における「隠匿地」検索による示談金という当座の収入に関心は向けられた。この点により鮮明に見られるのが、この期にとられた新たなフォレスト政策であった。フォレストを国王財政に貢献させようとする動きは、ジェームズの治世にも見られたが、格段に強められたのはチャールズ治世の1634年からであった。この「フォレスト改革」は、第1に、それまで休眠状態で杜撰な執行しか行われていなかったフォレスト法を俄然厳格に適用して違反者から罰金

の売却益を自らの貸付金の返済金としたものと思われる。同地の購入者には、国王の所有権が適法なのかの不安がつきまとった。チャールズの親政期も引き続き、有力廷臣への「隠匿地」検索特許の授与は止むことなく続けられた。この時期の特許授与の他の諸例は次の通り。ラルフ・フリーマン卿は、ウェールズ北部デンビシャーにある国王の荒蕪地における「浸食地・隠匿地」検索の特許を、摘発地のエーカー当たり年地代半ペンスを国王に納めることで授与された。キャサリン・エリオットは1637年に、サマセットシャー、セッジムーアの住民が「浸食」している「隠匿地」を60年間の授与されることを望み、エーカー当たり1シリングを上納することで、住民から同地を「回復」することを願い出た。国王寝所部宮内官ウィリアム・マレーは、年額100マークの上納を条件に「隠匿された古城」を「回復」する特許を得た。Thirsk, op. cit., p. 343.

70) 酒井「フォレスト法解除と戦争債務」4~8頁。

71) *CSPD 1637*, p. 189.

(一時金)を徴収するというもので、第2は、フォレストの境界を数百年前の中世的境界にまで拡大し、その免除を求めるものから示談金を徴収するというものであった。「(フォレスト)法の無原則な操作」(サースク)は、王領地改革による増収策と同類のものであった。フォレスト法の二重の操作による罰金と示談金の徴収は強い反発を惹起した。反発は、共同権を奪われる共同権者ばかりでなくフォレスト内の有力地主層からも上がった。それは、1641年8月7日に長期議会が「フォレスト確定法」を成立させ、同年11月の「大諫奏」が批判するというかたちで現れた。これらのことはすでに別稿で述べた。⁷²⁾

小 括

国王収入増のための王領地改革は、ジェームズからチャールズの前期スチュアート朝の重要施策として展開された。いずれもエリザベス期にすでに始動されていたもので、前期スチュアート朝の新機軸とは言えなかった。ただエリザベス期には、改革政策に対する批判に対して宥和の姿勢が保たれていたが、ジェームズになってからとくにその治世半ば(1617年)から高圧的の姿勢が強く見られるようになった。改革利権が廷臣や「改革者」に特許として授与され、授与された公務特許を私益追求のために活用することがより明確になっていった。改革利権を得た「国王代理人」の誅求も、一回限りと思われた初期には、王領地借地人の上位者も下位者も比較的従順に罰金や示談金の支払に応じていたが、調査・摘発が執拗に繰り返され一層広範囲に徹底されるようになって、その悪弊に対する批判は大きくなり、1621年の議会でそれが噴出することになった。そこでは典型的な「国王代理人」であるモンペッソンらが厳しく批判された。チャールズの治世に改まって王領地改革はより一層確信的に進められ、とりわけ「親政期」の34年以降は巧妙さに不合理さと強引さが加わり「無原則な法操作」と呼べるものが展開した。フォレスト法の突如の厳格化やフォレスト境界の拡大はその典型であった。かくて「チャールズとその助言者は現実生活との接点を完全に失っていった。」⁷³⁾

前期スチュアート朝の国王収入は、年額30万ポンドから80万ポンドの範囲で変動していた。王領地改革政策による収益は、批判と反発を大きく惹起した割には少額であった。批判と反発が大きくて収益が少ないというのは(船舶税を除いて徴発権や後見権など)財政封建制のいずれの分野についても言えることであった。⁷⁴⁾ 王領地改革の内、「権原不備地」に関する示談金

72) 酒井「フォレストの縮小と拡大」256-7頁。

73) Thirsk, op. cit., p.347.

74) 酒井『混合王政と租税国家』190-1頁。

収益は、最高値が1616年の10,550ポンドで、最低値は21年の議会で厳しい批判を受けた翌22年の203ポンドであった。財政的逼迫が厳しくなったチャールズ親政期の1638年と39年の収益は、それぞれ1,200ポンドと1,494ポンドであった。「開拓地・沼沢地」についての示談金収益は、1614年が3,789ポンドで、最高値が1619年の6,252ポンドであった。フォレスト法違反の罰金収益は1636年に9,000ポンド、38年に12,000ポンドであった。⁷⁵⁾ただ、こうした収益は、惹起した批判や反発に比して少額で、国王財政の窮状を抜本的に解決するものではなかった。

王領地改革からの収益が少額であるにもかかわらず、いなそうである故に、チャールズ親政期になってその施策の執行は一層高圧的で強引なものになっていった。1637年に財務府から新たな「取込地」調査の指示が出され、ケンブリッジシャーの沼沢地ベッドフォード・レヴェルへの入植事業がチャールズ自らが引受人となって進められた。⁷⁶⁾また前述の通り、同じ37年に荒蕪地調査のための委員が畿内諸州について71名選ばれ、つづいて全国を網羅する委員が250名選ばれている。また同じ37年に、アイルランドにおける「権原不備地」に対する国王の所有権を正当化する政策が実行されていった。アイルランド総督ウェントワースはこの事業を精力的に進めた。また、37年にアイルランド、シャノン川沿い沼沢地の「取込地」についてエンディミオン・ポーターが特許を得て検索・摘発を行った。彼はさらに38年に、ウェールズの諸州(カマーザン、ペンブルック、グラモーガン)の沼沢地改良の特許を得、またフロントシャーの共有地囲い込みと同地での鉞物調査の認可を得ている。⁷⁷⁾財政的逼迫がいよいよ深刻なものになった39年には、スコットランド国民盟約派との交渉のためチャールズに随行した側近のウィリアム・ポルウィールは、帰国後自分の領地リンカンシャー、カートンの沼沢地が「取込地委員会」によって国王の所有になるとして取り上げられたのを知った。国王側近が改革政策によってその土地と失ったのである。⁷⁸⁾

75) F. C. Dietz, *The Receipts and Issues of the Exchequer during the Reigns of James I and Charles I* (1928), pp. 136-53 quoted in Thirsk, *op. cit.*, p. 348.

76) チャールズは引受人になることで同沼沢地に57,000エーカーの土地を取得し、Charlemontなる新都市を造る構想を持っていた。沼沢地の国王収用によって住民は共同放牧権を喪失するとして反発した。Darby, *op. cit.*, pp. 58-62. 沼沢地干拓の際、住民から「干拓料」を徴収することがあった。これが干拓委員会 (Commissioners of Sewers) の横暴として批判された。C. Holmes, *Seventeenth-Century Lincolnshire* (1980), pp. 126-30; M. E. Kennedy, 'Charles I and local government: the draining of the East and West Fens', *Albion*, 15 (1983), pp. 28-31.

77) ポーターは32年にリンカンシャー、ソマーセットの沼沢地「取込地」検索の、またエクスムーア・フォレストのフォレスト法解除の特許を得て王領地改革について豊かな経験を積んだ人物であった。G. Huxley, *Endymion of a Courtier, 1587-1649* (1959), pp. 211-5, 217.

78) *CSPD 1639-40*, p. 164.

王領地改革に対する批判と反発は、繰り返し述べたように1641年11月に議会上程され12月に国王に提出された「大諫奏」に反映された。「大諫奏」作成に指導的役割を果たしたジョン・ピムは、1607年以降政府にあって土地収入受納官を務めており、21年の議会では「隠匿地」検索特許につきジャイルズ・モンベッソンを厳しく批判した議員の1人であった。⁷⁹⁾ ピムは、その経歴から長らく王領地改革に関わりその問題性に精通した人物であった。王領地改革で既得権を毀損されたのは、共同放牧権を奪われることになる小借地農と、自己の所有地を「法操作」によって国王の所有とされた「有産者」の両方であった。長期議会の議員の多くは、王領地改革の被害者であってその事情に通じていた。「大諫奏」に盛り込まれた王領地改革に対する「苦情」は議員達にとって切実な問題であった。その第21項は、フォレスト憲章に反してフォレスト境界を拡大し示談金をとることを批判したものである。第25項は、フォレスト法解除による森林の乱伐や略奪を批判し、第26項は、潮位の干満の間に出来る土地に対して国王に所有権があるという主張を批判し、第32項は、荒蕪地に対する(既存の共同権を排除する)改良の弊害を批判している。このように、「大諫奏」は、フォレスト、「取込地」、荒蕪地の改革に対する「苦情」を明記して批判を加えているのである。⁸⁰⁾

フォレスト、「取込地」、荒蕪地などをめぐる王領地改革は、国王財政の窮状を打開するためのものであった。経常費は「国王私財」から支弁し租税に依存してはならないという「国王自治原則」の制約のもとで、王領地改革はいやが上にも手を染めなければならないものであった。しかし、それは共同権の喪失に反発する王領地住民からも、王権による所有権の否定に反発する「有産者」からも批判されることになった。それは長期議会の提出した「大諫奏」によく反映された。

(2010年8月30日)

79) E. Gore and C. Russell, 'John Pym and the queen's receivership', *BIHR*, 46 (1973), pp.106-7; C. Russell, 'The parliamentary career of John Pym, 1621-9', in P. Clark, A.G.R. Smith and N. Tyacke (eds.), *The English Commonwealth, 1547-1640* (1979) pp.152-3; A. Fletcher, *The Outbreak of the English Civil War* (1981), p.82; H.L. Schoolcraft, *The Genesis of the Grand Remonstrance from Parliament to King Charles I* (1902), pp.7-45.

80) 「大諫奏」は、具体的改革に対する批判に加えて、その法手続の有り方についても5項目(37項, 41項, 47項, 48項, 49項)にわたって批判している。Gardiner (ed.), *The Constitutional Documents*, pp.212-4.

Summary

Projects on Crown estates in Early Stuart England

According to 'the medieval dualism of Crown's finance', the extraordinary expenditure (military list) could be paid the parliamentary tax, but the ordinary expenditure (civil list) should be paid from 'king's own' resources. In the sixteenth century England, because of the increase of the ordinary expenditure, 'king's own' resources became not to be able to support it. Parliament resisited to grant the tax for the ordinary expenditure, so the exchequer should be forced to exploit the ancient revenue (ie. 'king's own' resources) which consisted of feudal incomes, prerogative incomes, and the incomes from Crown estates. It was the 'so called 'fiscal feudalism''. This essay focused on the new projects of the Crown lands in the early Stuarts. The projects were to survey and search the 'concealed land' and force the tenants to compound. The composition should be made one of the important Crown's incomes. The 'concealed land' covered the forest assarts, surrounded grounds, defective titles and 'encroachments' on the wastes. The projectors were given the patent to search the 'concealed land' and compound with tenants. They looked for the private profit through carrying out the public service. Thus, the dealings by the Crown on three of its most important projects-concerning forests, surrounded grounds and the encroachment of wastes-were explicit grievances in the Grand Remonstrance (1641).